

- (3) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- (5) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- (6) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) 苦情解決の手續に関する事項
- (14) その他障害者支援施設の運営に関する重要事項
(非常災害対策)

第7条 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 障害者支援施設は、非常災害時に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、非常災害時には、被災した高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の受入れに努めなければならない。
(記録の整備)

第8条 障害者支援施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の施設障害福祉サービス計画(第19条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。)とともに、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第41条第2項に規定する身体的拘束等の記録
- (2) 第43条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 第45条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

(規模)
第9条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める員数を利用させることができる規模を有しなければならない。

- (1) 生活介護、自立訓練(機能訓練)(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行省令」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)、自立訓練(生活訓練)(同条第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)、就労移行支援及び就労継続支援B型(施行省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。) 20以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設(次条第4項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。)にあっては、10人以上)
- (2) 施設入所支援 30以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10以上)

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、その利用定員を、当該各号に定める員数としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計が20以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、12以上)でなければならないものとする。

- (1) 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援 6以上
- (2) 就労継続支援B型 10以上
- (3) 施設入所支援 30以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10以上)

(設備の基準)
第10条 障害者支援施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができ、かつ、利用者の支援に支障がない場合は、当該各号に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。

- (1) 訓練・作業室
- (2) 居室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面所

- (6) 便所
- (7) 相談室
- (8) 多目的室
- (9) その他運営上必要な設備
- 2 前項第1号から第7号までに掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めることとする。
- (1) 訓練・作業室 次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものである作業支障がない場合はこの限りでない。
 - イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - ウ 居室又は作業に必要ない機器等を備えること。
- (2) 居室 次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
 - イ 階に設けなは、と。
 - ウ 利用者1人当たりの床面積（収納設備等に係る床面積を除く。）は、9.9平方メートル以上とすること。
 - エ 寝台又はこれに代わる設備を備える空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - オ 1以上の出入口は、避難上の有効な空保、管することができ設備を備えること。
 - カ 必ず一応じて利用者の身の回りを設けること。
- (3) 食堂 次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - イ 必要な備品を備えること。
- (4) 浴室 利用者の特性に応じたものとすること。
- (5) 洗面所 次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 居室のある階ごとと設けること。
 - イ 利用者の特性に応じたものであること。
- (6) 便所 次に掲げる基準に適合すること。
- ア 居室のある階ごとと設けること。
- イ 利用者の特性に応じたものであること。
- (7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 3 前2項に規定するもののほか、障害者支援施設の設備の基準は、次に定めるところによる。
 - (1) 廊下の幅は、1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
 - (2) 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにすること。
- 4 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成施設として認定されている障害者支援施設（以下「認定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合は、前3項に規定する設備のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を設けなければならない。
- 5 第1項第7号の規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で同一の場所とすることができる。
- (従業者の配置の基準)
- 第11条 障害者支援施設には、施設長を1人配置しなければならない。
- 2 前項の施設長のほか、生活介護を行う障害者支援施設に配置しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。
 - (1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 - (2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次のア及びイに掲げる数を合計した数以上
 - ア 次の（ア）から（ウ）までに掲げる平均障害程度区分（障害者自立支援法に基づき障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。）第11条第1項第2号イ（2）（一）（イ）の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める員数
 - （ア） 4未満 利用者（基準省令第11条第1項第2号イ（2）（一）（イ）（イ）に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。（イ）及び（ウ）において同じ。）の数を6で除して得た数以上
 - （イ） 4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上
 - （ウ） 5以上 利用者の数を3で除して得た数以上
 - イ ア（ア）に規定する厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数
 - (3) 看護職員 生活介護の単位ごとに、1以上

- (4) 理学療法士又は作業療法士利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するために必要な数のための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うた
- (5) 生活支援員 生活介護の単位ごとに、1以上
- (6) サービス管理責任者（基準省令第11条第1項第2号イ（3）に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数
- ア 60以下 1以上
- イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上
- 3 前項第2号から第5号まで生活介護の単位は、生活介護であつてその提供が同時に1又は複数の生活介護の単位を配置する場合は、生活介護の単位は20人以上とする。
- 4 第2項第4号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第2項第5号のサービス管理責任者 1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第2項第6号の施設長のほか、自立訓練（機能訓練）を行う場合に障害者支援施設に配置しななければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- 7 第1項の施設長のほか、自立訓練（機能訓練）を行う場合に障害者支援施設に配置しななければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
- (2) 看護職員 1以上
- (3) 理学療法士又は作業療法士 1以上
- (4) 生活支援員 1以上
- (5) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数
- ア 60以下 1以上
- イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上
- 8 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問して行う自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、第1項の施設長及び前項各号に掲げる従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上配置するものとする。
- 9 第7項第2号の看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 10 第7項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 11 第7項第4号のサービス管理責任者 1人以上は、常勤でなければならない。
- 12 第7項第5号の施設長のほか、自立訓練（生活訓練）を行う障害者支援施設に配置しななければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- 13 第1項の施設長のほか、自立訓練（生活訓練）を行う場合に障害者支援施設に配置しななければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
- (2) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数
- ア 60以下 1以上
- イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上
- 14 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を配置している場合には、前項第1号中「生活の支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。
- 15 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問して行う自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、第1項の施設長、第13項各号に掲げる従業者（前項の生活支援員及び看護職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上配置するものとする。）の数を6で除して得た数以上とする。
- 16 第13項第1号の生活支援員又は第14項の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 17 第13項第2号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 18 第1項の施設長のほか、就労移行支援を行う障害者支援施設に配置しななければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める

とおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上

(2) 職業指導員 1以上

(3) 生活支援員 1以上

(4) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上

(5) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

ア 60以下 1以上

イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に1を加えて得た数以上

19 前項第2号の職業指導員又は同項第3号の生活支援員のうちいずれか1人は、常勤でなければならない。

20 第18項第4号の就労支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

21 第18項第5号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

22 第18項の規定にかかわらず、就労移行支援を行う認定障害者支援施設が配置しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上

(2) 職業指導員 1以上

(3) 生活支援員 1以上

(4) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

ア 60以下 1以上

イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に1を加えて得た数以上

23 前項第2号の職業指導員又は同項第3号の生活支援員のうちいずれか1人は、常勤でなければならない。

24 第22項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

25 第1項の施設長のほか、就労継続支援B型を行う障害者支援施設に配置しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上

(2) 職業指導員 1以上

(3) 生活支援員 1以上

(4) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

ア 60以下 1以上

イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に1を加えて得た数以上

26 前項第2号の職業指導員又は同項第3号の生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。

27 第25項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

28 第1項の施設長のほか、施設入所支援を行う障害者支援施設に配置しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

ア 60以下 1以上

イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に1を加えて得た数以上

(2) サービス管理責任者 当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行うために配置しなければならないサービス管理責任者の数

29 前項第1号の規定にかかわらず、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援B型を受ける利用者又はその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1人以上配置するものとする。

30 第28項第2号のサービス管理責任者は、障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

31 第28項の施設入所支援の単位は、施設入所支援であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位の利用定員は30人以上とする。

6 条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他のサービス事業所等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

(介護)

第22条 施設障害福祉サービスにおける介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて適切な技術をもって行われなければならない。

2 障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

6 障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

7 障害者支援施設は、利用者により、その負担により当該障害者支援施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

第23条 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の有する能力を活用することにより自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4 障害者支援施設は、利用者により、その負担により当該障害者支援施設の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(生産活動)

第24条 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等が利用者に過重な負担とならない配慮しなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動を安全に行うために、防塵設備又は消火設備の設置等その他の必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払等)

第25条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している利用者に対し、当該生活介護又は就労移行支援ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額(第4項において「工賃の平均額」という。)を3,000円を下回るものとしてはならない。

3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

(実習の実施)

第26条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先に確保するに努めなければならない。

3 障害者支援施設は、前2項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第27条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求

- 職の登録者その他の施設は、利用者就労継続支援B型の提供に努めなければならない。職業安定所での求職の登録者その他の施設は、利用者就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所との関係機関と連携して、利用者の意向及び適性のための支援の実施)
- 第28条 障害者支援施設は、就労移行支援センター等の支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促すため、月以上、職業生活における相談等の支援の提供に努めなければならない。
- 第29条 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を県に報告しなければならない。
- 第30条 障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。
- 2 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
- 3 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、当該利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士を置かないよう努めなければならない。
- 6 障害者支援施設は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。
- 7 障害者支援施設は、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。
- （社会生活上の便宜の供与等）
- 第31条 障害者支援施設は、適宜、利用者のためのレクリエーションを行うよう努めなければならない。
- 2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対して行う手続について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- （健康管理）
- 第32条 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。
- 2 障害者支援施設は、施設入所支援の利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。
- （緊急時等の対応）
- 第33条 従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他診療が必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- （施設入所支援利用者入院期間中の取扱い）
- 第34条 障害者支援施設は、施設入所支援の利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合において、入院後おおむね3月以内で退院することが見込まれるときは、当該利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにならなければならない。
- （給付金として支払を受けた金銭の管理）
- 第35条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が給付金（基準省令第33条の2に規定する利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。
- (1) 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分する。
- (2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
 (4) 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させること。

(施設長の責務)

第36条 施設長は、障害者支援施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、当該障害者支援施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第37条 障害者支援施設は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 障害者支援施設は、従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第38条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第39条 障害者支援施設は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第40条 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該障害者支援施設との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めなければならない。

2 障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該障害者支援施設との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第41条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他当該利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 障害者支援施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第42条 障害者支援施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 障害者支援施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第43条 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

この場合において、当該市町村から求めがあった場合には、当該改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第44条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等地域との交流に努めなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第45条 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者に提供した施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき

- 障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスの提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第10条第2項第2号キの規定は、当分の間、適用しない。
- (廊下幅の経過措置)
- 9 平成18年10月1日前から存する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第10条第3項の規定を適用する場合においては、同条第3項第1号中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。
- 10 平成18年10月1日前から存する知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスの提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第10条第3項の規定は、当分の間、適用しない。
- 11 平成18年10月1日前から存する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第10条第3項第2号の規定は、当分の間、適用しない。

熊本県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。
平成24年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第80号

熊本県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 地域活動支援センターは、利用者（地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、地域及び利用者の家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 地域活動支援センターは、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にそのサービスの質の改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第4条 地域活動支援センターは、次に掲げる事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 苦情解決の手續に関する事項
- (9) その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第5条 地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 地域活動支援センターは、非常災害時に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 地域活動支援センターは、非常災害時には、被災した高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の受入れに努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第6条 地域活動支援センターは、利用者に対しサービスを提供したときは、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
(記録の整備)
- 第7条 地域活動支援センターは、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。
2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
(1) 前条に規定するサービスの提供の記録
(2) 第18条第2項に規定する苦情の内容等の記録
(3) 第19条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録
(規模)
- 第8条 地域活動支援センターは、10人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。
(設備の基準)
- 第9条 地域活動支援センターには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができ、かつ、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、当該各号に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。
(1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所
(2) 便所
2 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所
必要な設備及び備品等を備えること。
(2) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
(従業者の配置の基準)
- 第10条 地域活動支援センターに配置しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1) 施設長(地域活動支援センターの長をいう。以下同じ。) 1
(2) 指導員 2以上
2 施設長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。
3 施設長は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、地域活動支援センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。
(従たる事業所を設置する場合における特例)
- 第11条 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおける主たる事業所(以下「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」という。)を設置することができる。
2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。
(利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)
- 第12条 地域活動支援センターが利用者等に対して支払を求めることができる金銭は、当該金銭の用途が直接利用者の利益を増進させるものであって、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。
2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の用途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。
(生産活動)
- 第13条 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。
2 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。
(工賃の支払)
- 第14条 地域活動支援センターは、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
(定員の遵守)
- 第15条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
(衛生管理等)
- 第16条 地域活動支援センターは、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(秘密保持等)

- 第17条 地域活動支援センターの従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 地域活動支援センターは、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
(苦情への対応)
- 第18条 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 地域活動支援センターは、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、県又は当該市町村から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。
- 4 地域活動支援センターは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査又は同条第2項の規定によるあっせんにできる限り協力しなければならない。
(事故発生時の対応)
- 第19条 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、速やかに県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 地域活動支援センターは、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について、記録しなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。
- 附 則
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

熊本県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。
平成24年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第81号

熊本県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 福祉ホームは、利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低廉な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 福祉ホームは、地域及び利用者の家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、責任者の設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 福祉ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にそのサービスの質の改善を図るよう努めなければならない。

(構造設備)

第4条 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災に関する事項について十分考慮されたものでなければならない。

2 福祉ホームの建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての福祉ホームの建築物であって火災に係る利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築

物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能であること。
- (3) 避難口の増設、利用者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能で、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能であること。

第5条 福祉ホームは、次に掲げる事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 苦情解決の手續に関する事項
- (9) その他施設の運営に関する重要事項

第6条 福祉ホームは、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に利用者にも周知しなければならない。

2 福祉ホームは、非常災害時に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 福祉ホームは、非常災害時には、被災した高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の受入れに努めなければならない。

第7条 福祉ホームは、利用者に対しサービスを提供したときは、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

第8条 福祉ホームは、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 前条に規定するサービスの提供の記録
- (2) 第16条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 第17条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

第9条 福祉ホームは、5人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

第10条 福祉ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合、かつ、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、当該各号に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 浴室
- (3) 便所
- (4) 管理人室
- (5) 共用室

2 前項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 一の居室の定員は、原則として、1人とする。
 - イ 利用者1人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とする。
- (2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- (3) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 共用室 利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること。

3 福祉ホームの設備は、専ら当該福祉ホームの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(従業者の配置の基準)

- 第11条 福祉ホームには、管理人を配置しなければならない。
 - 2 管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。
 - (利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)
 - 第12条 福祉ホームが利用者に対して支払を求めることができる金銭は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を増進させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。
 - 2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに利用者に対し金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。
 - (定員の遵守)
 - 第13条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
 - (衛生管理等)
 - 第14条 福祉ホームは、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
 - 2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - (秘密保持等)
 - 第15条 福祉ホームの従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 2 福祉ホームは、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
 - (苦情への対応)
 - 第16条 福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
 - 2 福祉ホームは、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
 - 3 福祉ホームは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受け、た場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、県又は当該市町村から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。
 - 4 福祉ホームは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査又は同条第2項の規定によるあっせんのできる限り協力しなければならない。
 - (事故発生時の対応)
 - 第17条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 2 福祉ホームは、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について、記録しなければならない。
 - 3 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。
- 附 則
- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
 - 2 平成18年10月1日前から存する法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第4項に規定する精神障害者福祉ホームの施設（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において福祉ホームの運営を行う場合における当該施設の建物については、当分の間、第10条第2項第1号イの規定は、適用しない。

熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第82号

熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 児童発達支援
 - 第1節 基本方針（第5条）
 - 第2節 人員に関する基準（第6条—第9条）
 - 第3節 設備に関する基準（第10条・第11条）
 - 第4節 運営に関する基準（第12条—第55条）
 - 第5節 基準該当通所支援に関する基準（第56条—第61条）

- 定する障害福社サービ（第21条及び第50条において「障害福祉サービス」とい
う。）を連携し、障害児の通所支援事業等を利用する障害児の
4 権の擁護、障害児の通所支援事業等を利用する障害児の
整備を行わなければならない。当該指定障害児通所支援事業等
の設置を講ずるよう努めなければならない。
（申請者の要件）
- 第4条 第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、
医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請
については、児童発達支援
第2章 児童発達支援
第1節 基本方針
第5条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業
は、障害児が日常生活において基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適
応するこじとして適切かつ効果的なる指導及び訓練を行うものでなければならない。
第2節 人員に関する基準
（従業者の員数）
- 第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）
が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援
センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に有しなければならない従業
者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりと
す。
（1）指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにはその提供を行う時間帯を通じ
て専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるとともに、保育士又は
ア イ 障害児の数が10以下 障害児の数から10を控除して得た数を5で除して得た
数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に2を加え
て得た数以上
（2）児童発達支援管理責任者（熊本県条例第75号。以下「児童発達支援管理責任者」という。）第6
9条第1項第6号に掲げなければならない必要機能訓練担当者（当該児童発達支援の単位ごと
を営む営むために必要機能訓練担当者として専ら当該指定児童発達支援の単位ごと
にその提供訓練を担当する職員の数にかかわらず、主として通わせらるる児童
3 症心身障害児をいう。以下同じ。）を合わせ、次の各号に掲げる児童発達支援
業務に
（1）嘱託医師 1以上
（2）看護師 1以上
（3）児童指導員（児童福祉施設基準条例第27条第7項に規定する児童指導員をいう。
以下同じ。）又は保育士 1以上
（4）機能訓練担当職員 1以上
（5）児童発達支援管理責任者 1以上
- 4 第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、
5 その提供が1又は同時に複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
6 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でな
なければならない。
第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであ
るものに限る。以下この条において同じ。）に有しなければならない従業者及びその員
数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
（1）嘱託医師 1以上
（2）児童指導員及び保育士 指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を
4で除して得た数以上
（3）児童指導員 1以上
（4）保育士 1以上
（5）栄養士 1以上
（6）調理員 1以上
（7）児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 第1項第5号の規定にかかわらず、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援
事業所には、栄養士を有しないことができる。

- 4 (2) 遊戯室障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とする。発達障害児の通達支援事業は聴覚検査室を設けなければならない。騒音の低減を図るものとする。
- 5 第1項各号に掲げる事業は、専ら当該指定児童に支障がない場合は、併せて設置するものとする。
- (利用定員) 指定児童発達支援事業は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を支援する指定児童発達支援事業所については、利用定員を5人以上とする。
- 第13条 指定児童発達支援事業者は、通行の便、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申し込みを行うに当たっての負担を軽減するため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 第38条第3項に規定する児童発達支援事業は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申し込みを行うに当たっての負担を軽減するため、必要な事項を定めるものとする。
- 第14条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童の発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供すること等を要する事項(第3項及び第4項に記載する事項)について、通所給付決定保護者に説明し、同意を得なければならない。
- 2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約を締結するときは、通所給付決定保護者に説明し、同意を得なければならない。
- 4 前3項の規定は、通所給付決定保護者等が変更した場合には、準用する。
- (提供拒否の禁止)
- 第15条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。
- (連絡調整に対する協力)
- 第16条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業者(第50条第1項において「障害児相談支援事業者」という。)が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。
- (サービス提供困難時の対応)
- 第17条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定児童発達支援事業所が通時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第38条第6号及び第52条第3項において同じ。)等と、利用申込者が係る障害児に對し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認められた場合は、適切な指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要措置を速やかに講じなければならない。
- (受給資格の確認)
- 第18条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所給付決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。
- (障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)
- 第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。
- (心身の状況等の把握)
- 第20条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
- (指定障害児通所支援事業者等との連携等)
- 第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、県、市町村、障害福祉サービスを担う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを担う者と密接な連携を図らなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に對して適切な援助を行うとともに、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、

児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供したときは、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を記録し、当該児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に提出し、当該児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に提出したときは、当該児童発達支援を提供したとき、当該児童発達支援を請求するに当たっては、当該児童発達支援の提供に必要となる金額の支払の範囲等）

第3条 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者と障害児の便益を求め、当該児童発達支援事業者が、当該児童発達支援を請求するに当たっては、当該児童発達支援の提供に必要となる金額の支払の範囲等）

第4条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を請求するに当たっては、当該児童発達支援の提供に必要となる金額の支払の範囲等）

第5条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を請求するに当たっては、当該児童発達支援の提供に必要となる金額の支払の範囲等）

第6条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を請求するに当たっては、当該児童発達支援の提供に必要となる金額の支払の範囲等）

第7条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を請求するに当たっては、当該児童発達支援の提供に必要となる金額の支払の範囲等）

(食事)

- 第32条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。第4項において同じ。）に於いて、当該障害児の健康な発育に必要となる栄養量を含むものは、その献立は、できる限り、変化に富み、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならぬ。
- 2 食事は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業所は、県内で生産されたものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業所は、障害児の食育の推進に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第33条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜、障害児のためのレクリエーションを行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

- 第34条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児について通所開始時の健康診断、毎年2回以上の定期健康診断及び臨時健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断の基準に従って行わなければならない。
- 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であるとして、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部を相対するものと認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないこととする。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業員の健康診断に当たっては、細心の注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

- 第35条 指定児童発達支援事業所の従業員は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合は、その他診療が必要な場合は、速やかに医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

- 第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によつて障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の責務)

- 第37条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程（第44条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 苦情解決の手續に関する事項
- (13) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第39条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めなければならない。

- ならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の支援に直接影響を及ぼさない業務に従事しななければならない。ただし、障害児の支援に必要と認められる業務に従事する場合は、この限りでない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。
- (定員の遵守)
- 第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (非常災害対策)
- 第41条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるとともに、非常災害に對する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、非常災害時に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、非常災害時には、被災した障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者を受入れるに努めなければならない。
- (衛生管理等)
- 第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (協医療機関)
- 第43条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協医療機関(当該指定児童発達支援事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。)を定めなければならない。
- (掲示)
- 第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の建物内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- (身体的拘束等の禁止)
- 第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の当該障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他当該障害児の行動を制限する行為(次項において「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- (虐待等の禁止)
- 第46条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与え、権利を濫用してはならない。
- (懲戒に係る権限の濫用禁止)
- 第47条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を傷つける等その権限を濫用してはならない。
- (秘密保持等)
- 第48条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等(法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。)、指定障害児福祉サービス事業者等(障害者総合支援法第29条第2項に規定する指定障害児福祉サービス事業者等をいう。)その他の福祉サービスを提供する者等に対し、障害児又はその家族に関する情報を提供するときには、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。
- (情報の提供等)
- 第49条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が当該指定児童発達支援を適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはならない。

じて専ら当該基準該当児達支の提供に当たるとは、指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる数の1.5倍に達しない限り、これを除く。

2 前項第1号の基準は、児童発達支援の単位は、児童発達支援として、児童発達支援施設であるものをいう。

第5条第1項の規定する設備は、児童発達支援事業所には、指導員を養成する設備を確保するとともに、児童発達支援事業所には、児童発達支援業務を行うための必要な機器等を備えなければならない。

第5条第2項の規定する設備は、児童発達支援事業所の用に供するものでなければならない。

第5条第3項の規定する設備は、児童発達支援事業所に備えなければならない。

第5条第4項の規定する設備は、児童発達支援事業所に備えなければならない。

第6条第1項の規定する設備は、児童発達支援事業所に備えなければならない。

第6条第2項の規定する設備は、児童発達支援事業所に備えなければならない。

第6条第3項の規定する設備は、児童発達支援事業所に備えなければならない。

第6条第4項の規定する設備は、児童発達支援事業所に備えなければならない。

第6条第5項の規定する設備は、児童発達支援事業所に備えなければならない。

第6条第6項の規定する設備は、児童発達支援事業所に備えなければならない。

第6条第7項の規定する設備は、児童発達支援事業所に備えなければならない。

第6条第8項の規定する設備は、児童発達支援事業所に備えなければならない。

第6条第9項の規定する設備は、児童発達支援事業所に備えなければならない。

第6条第10項の規定する設備は、児童発達支援事業所に備えなければならない。

ならない。
第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)
第63条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)に有しななければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所(以下この条及び第65条において「診療所」という。)として必要とされる従業者 診療所として必要とされる数
- (2) 児童指導員 1以上
- (3) 保育士 1以上
- (4) 看護師 1以上
- (5) 理学療法士又は作業療法士 1以上
- (6) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むために必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を有しなければならない。

3 第1項各号に掲げる従業者及び前項の機能訓練担当職員は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がでない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。(準用)

第64条 第8条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第65条 指定医療型児童発達支援事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 診療所として必要とされる設備
- (2) 指導訓練室
- (3) 屋外訓練場
- (4) 相談室
- (5) 調理室

2 前項に規定するもののほか、指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。
- (2) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

3 第1項各号に掲げる設備及び前項第1号に規定する設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がでない場合は、第1項第1号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができ。(準用)

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第66条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

第67条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から、次に掲げる額の支払を受けるものとする。

- (1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- (2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。))を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げることは、基準省令第60条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を

(設備の基準)

第80条 基準該当放課後等デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第81条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条から第33条、第35条から第37条まで、第39条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第2項、第53条から第55条まで、第60条、第61条、第70条、第72条、第76条及び第77条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第5章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針

第82条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援(以下「指定保育所等訪問支援」という。)の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第83条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者(以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)に有しななければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第84条 第8条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第83条第1項第1号の訪問支援員及び同項第2号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

第85条 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備を備えなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第86条 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初めて障害児を訪問した時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、当該書類を提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第87条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定保育所等訪問支援事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域(当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。)以外地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定保育所等訪問支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定保育所等訪問支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第88条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程を定めなければならない。

において事業を行う多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 障害者自立支援法に基づく指定制障害福祉サービス事業者の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する法律（平成18年法律第164号。以下「法」という。）第24条の1第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第83号

熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

目 次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
第2章 指定福祉型障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準
第1節 人員に関する基準（第5条）
第2節 設備に関する基準（第6条）
第3節 運営に関する基準（第7条—第51条）
第3章 指定医療型障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準
第1節 人員に関する基準（第52条）
第2節 設備に関する基準（第53条）
第3節 運営に関する基準（第54条—第57条）

附 則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の9第2項において準用する法第21条の5第1号並びに法第24条の1第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。前項の規定によるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定福祉型障害児入所施設 法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設のうち法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。
(2) 指定医療型障害児入所施設 法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設のうち法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。
(3) 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第24条の2第1号（支給に4条の4第2項の場合を含む。）に掲げる額をいう。
(4) 入所利用者負担額 法第24条の2第2項第2号（法第24条の2第2項の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給に適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療費（法第24条の2第1項に規定する障害児入所医療費をいう。）以下同。につき健康保険の療養に要する費用の額から当該障害児入所医療に

- う。) に係る障害児の障害の特性に、応じ、た適切な配慮を、つ、つ、当該利用申込者に対し、
- 第3条に規定する障害児の運営の程の概要、要項を記載し、勤務のし、配務文書意、慮体書を、し、つ、つ、当該利用申込者に対し、
- 第4条に規定する障害児の運営の程の概要、要項を記載し、勤務のし、配務文書意、慮体書を、し、つ、つ、当該利用申込者に対し、
- 第5条に規定する障害児の運営の程の概要、要項を記載し、勤務のし、配務文書意、慮体書を、し、つ、つ、当該利用申込者に対し、
- 第6条に規定する障害児の運営の程の概要、要項を記載し、勤務のし、配務文書意、慮体書を、し、つ、つ、当該利用申込者に対し、
- 第7条に規定する障害児の運営の程の概要、要項を記載し、勤務のし、配務文書意、慮体書を、し、つ、つ、当該利用申込者に対し、
- 第8条に規定する障害児の運営の程の概要、要項を記載し、勤務のし、配務文書意、慮体書を、し、つ、つ、当該利用申込者に対し、
- 第9条に規定する障害児の運営の程の概要、要項を記載し、勤務のし、配務文書意、慮体書を、し、つ、つ、当該利用申込者に対し、
- 第10条に規定する障害児の運営の程の概要、要項を記載し、勤務のし、配務文書意、慮体書を、し、つ、つ、当該利用申込者に対し、
- 第11条に規定する障害児の運営の程の概要、要項を記載し、勤務のし、配務文書意、慮体書を、し、つ、つ、当該利用申込者に対し、
- 第12条に規定する障害児の運営の程の概要、要項を記載し、勤務のし、配務文書意、慮体書を、し、つ、つ、当該利用申込者に対し、
- 第13条に規定する障害児の運営の程の概要、要項を記載し、勤務のし、配務文書意、慮体書を、し、つ、つ、当該利用申込者に対し、
- 第14条に規定する障害児の運営の程の概要、要項を記載し、勤務のし、配務文書意、慮体書を、し、つ、つ、当該利用申込者に対し、
- 第15条に規定する障害児の運営の程の概要、要項を記載し、勤務のし、配務文書意、慮体書を、し、つ、つ、当該利用申込者に対し、
- 第16条に規定する障害児の運営の程の概要、要項を記載し、勤務のし、配務文書意、慮体書を、し、つ、つ、当該利用申込者に対し、
- 第17条に規定する障害児の運営の程の概要、要項を記載し、勤務のし、配務文書意、慮体書を、し、つ、つ、当該利用申込者に対し、

支援に
 保護者
 (1) 入所
 (2) 日用品費
 (3) のうち、
 4 員、
 5 は、
 6 らい、
 第18条
 第19条
 2 援
 第20条
 2 指
 3 指
 4 指
 5 指
 第21条
 2 障
 3 害
 4 給
 5 付

にお
 受
 提
 供
 さ
 れ
 る
 便
 宜
 に
 要
 す
 る
 費
 用
 の
 う
 ち
 、
 次
 に
 掲
 げ
 る
 額
 の
 支
 払
 を
 入
 所
 給
 付
 決
 定

支
 援
 に
 お
 け
 る
 費
 用
 の
 うち、次に掲げる額の支払を入所給付決定
 (1) 入所費(昭令第24条第2項)及び給付費(昭令第24条第2項)の合計額を、
 (2) 日用品費(昭令第24条第2項)及び給付費(昭令第24条第2項)の合計額を、
 (3) のうち、前2号に掲げるものに、
 4 員、
 5 は、
 6 らい、
 第18条
 第19条
 2 援
 第20条
 2 指
 3 指
 4 指
 5 指

支
 援
 に
 お
 け
 る
 費
 用
 の
 うち、次に掲げる額の支払を入所給付決定
 (1) 入所費(昭令第24条第2項)及び給付費(昭令第24条第2項)の合計額を、
 (2) 日用品費(昭令第24条第2項)及び給付費(昭令第24条第2項)の合計額を、
 (3) のうち、前2号に掲げるものに、
 4 員、
 5 は、
 6 らい、
 第18条
 第19条
 2 援
 第20条
 2 指
 3 指
 4 指
 5 指

- 入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しなければならぬ。
- 5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- 6 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならぬ。
- 7 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成したときは、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交すなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、当該入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、6月に1回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該入所支援計画の変更を行うものとする。
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行わなければならない。この場合において、特段の事情のない限り、次に掲げるところにより行わなければならない。
- (1) 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
- (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する入所支援計画の変更について準用する。
(児童発達支援管理責任者の責務)
- 第22条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 次条に規定する検討及び必要な援助並びに第24条に規定する相談への対応及び援助を行うこと。
- (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
(検討等)
- 第23条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況等に照らし、法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができる障害児に対し、入所給付決定保護者及び当該障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。
(相談及び援助)
- 第24条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、置かれている環境等に対する必要な助言その他の援助を行わなければならない。
(指導、訓練等)
- 第25条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、当該障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、当該障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
- 5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。
(食事)
- 第26条 指定福祉型障害児入所施設において障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むもので行なければならない。
- 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。
- 5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の食育の推進に努めなければならない。
(社会生活上の便宜の供与等)
- 第27条 指定福祉型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜、障害児のためのレクリエーションを行わなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対して行う手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給

- 付決定保護者の同意を得て代わって行わなければならない。
 3 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
 (健康管理)
 第28条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、毎年2回以上の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。
 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者について細心の注意を払わなければならない。
 (緊急時等の対応)
 第29条 指定福祉型障害児入所施設が生じた場合その他、現に指定入所支援の提供を行っている障害児に病状の急変が生じた場合その他、必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
 (障害児の入院期間中の取扱い)
 第30条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が病院又は診療所に入院する必要がある生じた場合において、入院後おおむね3月以内退院する見込みがあるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な福祉型障害児入所施設に円滑に入所するよう(給付金として支払を受けた金銭の管理)をしなければならない。
 第31条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が給付金(以下この条において同じ。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げる箇所により管理しなければならない。
 (1) 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「障害児に係る金銭」という。)をその他の財産と区分する。
 (2) 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
 (3) 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
 (4) 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。
 (入所給付決定保護者に関する都道府県等への通知)
 第32条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県、指定都市又は児童相談所設置市に通知しなければならない。
 (管理者による管理等)
 第33条 指定福祉型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を有しなければならない。ただし、指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。
 2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
 3 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令(運営規程)を行うものとする。
 第34条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる事項に関する規程(第40条において「運営規程」という。)を定めなければならない。
 (1) 施設の目的及び運営の方針
 (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 (3) 入所定員
 (4) 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
 (5) 施設の利用に当たっての留意事項
 (6) 緊急時等における対応方法
 (7) 非常災害対策

- (8) 主として入所させる障害児の障害の種類
 - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (10) 苦情解決の手續に関する事項
 - (11) その他施設の運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保等)
- 第35条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し適切な指定入所支援を提供することができ、従業者の勤務体制を定めなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。
- (定員の遵守)
- 第36条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (非常災害対策)
- 第37条 指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害時に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害時には、被災した障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者の受入れに努めなければならない。
- (衛生管理等)
- 第38条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備又は飲用に供する水について衛生的管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずよう努めなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、当該障害児を入浴させ又は清しきしなければならない。
- (協力医療機関等)
- 第39条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該指定福祉型障害児入所施設の間で、障害児が医療を必要とした際に連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。)を定めなければならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該指定福祉型障害児入所施設の間で、障害児が歯科治療を必要とした際に連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。)を定めるよう努めなければならない。
- (掲示)
- 第40条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の建物内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- (身体的拘束等の禁止)
- 第41条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他当該障害児の行動を制限する行為(次項において「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- (虐待等の禁止)
- 第42条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
- (懲戒に係る権限の濫用禁止)
- 第43条 指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき、又は同条第3項の規定により懲戒に関するその障害児の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を傷つける等その権限を濫用してはならない。
- (秘密保持等)
- 第44条 指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者及び管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所

支等提援事業者、障害者総合支援助法第29条第2項に規定する指は障害福社サ一ビス事業者を
供その他の福祉サ一ビスをあらかじ援助文書に於て規定する児又はその家族の同意を得ておこな
れらるるものではない。
(情報の提供等)
第45条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする
障害児の保護者等が、当該指定福祉型障害児入所施設に入所するに当たっては、当該指定福祉
2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所するに当たっては、当該指定福祉
型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所するに当たっては、当該指定福祉
(利益供与等禁止)
第46条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所するに当たっては、当該指定福祉
4 合支援助法第5条第1項に規定する障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所するに
合者(次項に規定する障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所するに当たっては、
等又はその従業者から受ける利益(苦情への対応)
2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所するに当たっては、当該指定福祉
型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所するに当たっては、当該指定福祉
(苦情への対応)
第47条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所するに当たっては、当該指定福祉
4 入所給付決定書(苦情を受け付けること)を記載し、当該指定福祉型障害児入所施設に入所するに
2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所するに当たっては、当該指定福祉
型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所するに当たっては、当該指定福祉
3 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所するに当たっては、当該指定福祉
第1命の書類(苦情を受けた場合)において、知事から求められている事項(苦情)の発生状況を、当該指定福祉
4 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所するに当たっては、当該指定福祉
う同法第85条第1項の規定による調査又は同法第2項の規定による調査を行うことができる。
(地域との連携等)
第48条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所するに当たっては、当該指定福祉
2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所するに当たっては、当該指定福祉
型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所するに当たっては、当該指定福祉
(事故発生時の対応)
第49条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所するに当たっては、当該指定福祉
2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所するに当たっては、当該指定福祉
型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所するに当たっては、当該指定福祉
3 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所するに当たっては、当該指定福祉
事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。
(会計の区分)
第50条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計と
その他の事業の会計とを区分しなければならない。
(記録の整備)
第51条 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備
2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所するに当たっては、当該指定福祉
え置かなければならない。
(記録の整備)
2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所するに当たっては、当該指定福祉
る記録を、入所支援計画とともに、当該指定福祉型障害児入所施設に入所するに当たっては、当該指定福祉
なければならず、当該指定福祉型障害児入所施設に入所するに当たっては、当該指定福祉
(1) 第15条第1項に規定する提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録
(2) 第32条の規定による都道府県等への通知に係る記録
(3) 第41条第2項に規定する身体的拘束等の記録
(4) 第47条第2項に規定する苦情の内容等の記録
(5) 第49条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記
録
第3章 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準
第1節 人員に関する基準
(従業者の員数)
第52条 指定医療型障害児入所施設に有しなければならない従業者及びその員数は、次

(1) 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額
 (2) 当該指定入所支援の例に、前2項の費用のうち、次に掲げる額の支払を受ける額のほか、指定入所
 3 指定医療型障害児入所施設は、前2項の費用のうち、次に掲げる額の支払を受ける額のほか、指定入所
 支援におおける費用のうち、次に掲げる額の支払を受ける額のほか、指定入所給付決定
 保護者から受けることとする。

(1) 日用品費
 (2) 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用の
 うち、日常生活に必要となるものに係る費用であつて、入所給付決定保
 護者に負担させないことが適当と認められるものとする。

4 当該指定医療型障害児入所施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定入所支援に
 係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額の支払を受けた指定入所給付決定保護者
 に対し交付しなければならない。

5 指定医療型障害児入所施設は、第3項に規定する費用に係るサービスの提供に当たつては、あ
 らかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について
 説明を行い、当該入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

第55条 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児対
 入所給付費用の支払決定保護者に係る障害児入所給付費用及び障害児入所医療費の額を通知
 し、なければならぬ。

2 指定医療型障害児入所施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定入所支援に
 係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供したサービス提供証明書を入所給付決定保護者
 に対し交付しなければならない。

第56条 指定医療型障害児入所施設（主として自閉症児を受け入れるものを除く。）は、齒
 科治療を必要とする障害児の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよ
 う努めなければならない。
 （準用）

第57条 第7条から第16条まで、第18条、第20条から第38条まで、第40条か
 ら第44条まで、第45条第1項、第46条から第49条まで及び第51条の規定は、「療
 指定医療型障害児入所施設」とあるのは「第54条第1項、第55条第1項及び第56条第1項
 次条」と、第32条第40条中「前条第1項の協力歯科医療機関」とあるのは「第56条の協力
 入所医療機関」とあるのは「第56条の協力歯科医療機関」と読み替へるものとする。

附 則

(施行期日)
 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)
 2 平成23年6月17日以前に見直すまでの障がい者制度改革推進本部等における検討を踏
 まえ、関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の下の「整備法」という。）
 第5条の規定による改正前の法律第24条の2第1項に規定する知的障害児施設等（附
 以下「旧知的障害児施設等」という。）のうち知的障害児施設であつて、整備法（附
 則第27条の規定により整備法第5条の規定による改正後の法律第24条の2第1項の指
 定を受けたものとみなされたもの（同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を
 変更したもの（同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）
 分の間、第6条第5項の規定を適用する場合においては、「旧知的障害児施設」とある
 のは「15人」と、同項第2号中「4.95平方メートル」とあるのは「3.3平方メ
 ートル」とする。）

3 前項の旧知的障害児施設においては、当分の間、第6条第5項第3号の規定は、適用
 しない。

4 平成24年4月1日以前に見直すまでの障がい者制度改革推進本部等における検討を踏
 まえ、関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の下の「整備法」という。）
 第5条の規定による改正前の法律第24条の2第1項に規定する知的障害児施設等（附
 以下「旧知的障害児施設等」という。）のうち知的障害児施設であつて、整備法（附
 則第27条の規定により整備法第5条の規定による改正後の法律第24条の2第1項の指
 定を受けたものとみなされたもの（同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を
 変更したもの（同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）
 分の間、第6条第5項の規定を適用する場合においては、「旧知的障害児施設」とある
 のは「15人」と、同項第2号中「4.95平方メートル」とあるのは「3.3平方メ
 ートル」とする。）

熊本県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成24年12月25日
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
 熊本県条例第84号
 熊本県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例
 熊本県国民健康保険調整交付金条例（平成17年熊本県条例第73号）の一部を次のよ

- うに改正する。
- 第2条中「100分の7」を「100分の9」に改める。
- 第3条第4項中「7分の6」を「9分の6」に、同条第5項中「7分の1」を「9分の3」に改める。
- 附 則
(施行期日等)
- この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県国民健康保険調整交付金条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成24年度分の熊本県国民健康保険調整交付金（以下「交付金」という。）から適用する。
(平成24年度における交付金の総額についての経過措置)
 - 平成24年度における新条例第2条の規定による交付金の総額については、同条の規定にかかわらず、国民健康保険法の一部を改正する法律（平成24年法律第28号。以下「平成24年改正法」という。）附則第3条第3項の規定により算定した額とする。
 - 平成24年度において国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の整備及び経過措置に関する政令（平成24年政令第132号。以下「整備等政令」という。）第3条に規定する納付市町村（以下「納付市町村」という。）が存する場合の同年度における新条例第2条の規定による交付金の総額については、前項の規定にかかわらず、整備等政令第4条第2項の規定により算定した額とする。
(平成25年度における交付金の総額についての経過措置)
 - 平成25年度における新条例第2条の規定による交付金の総額については、同条の規定にかかわらず、平成24年改正法附則第4条第3項において読み替えて準用する平成24年改正法附則第3条第3項の規定により算定した額とする。
 - 平成25年度において納付市町村が存する場合の同年度における新条例第2条の規定による交付金の総額については、前項の規定にかかわらず、整備等政令第5条第2項において読み替えて準用する整備等政令第4条第2項の規定により算定した額とする。

登載依頼

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年12月25日

熊本県人事委員会委員長 北川 正

熊本県人事委員会規則第16号

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の給料等の支給に関する規則（昭和26年熊本県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
第11条の2の見出し及び同条第1項中「及び武力攻撃災害等派遣手当」を「、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

附 則
この規則は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年12月25日

熊本県人事委員会委員長 北川 正

熊本県人事委員会規則第17号

熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の住居手当に関する規則（昭和49年熊本県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「配偶者（」を「職員の扶養親族たる者（一般職員給与条例第8条又は県立学校給与条例第9条第1項又は県立学校給与条例第10条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において「含む。以下」の次に「この号に規定する扶養親族で一般職員給与条例第9条第1項又は県立学校給与条例第10条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。））」及び「及び次条第2号に掲げる住宅」を削る。
第3条及び第4条を削る。
第4条の2中「第9条の5第1項第3号」を「第9条の5第1項第2号」に、「第10条第4第1項第3号」を「第10条の4第1項第2号」に改め、同条を第3条とする。
第4条の3中「第9条の5第1項第3号」を「第9条の5第1項第2号」に、「第10条第4第1項第3号」を「第10条の4第1項第2号」に改め、同条を第4条とする。
第5条第1項中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に改める。
第7条中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改める。
第8条第1項中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。